

## 議案第80号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年11月27日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の115」を「100分の130」に改め、同条第3項中「100分の95」を「100分の110」に、「100分の45」を「100分の55」に、「100分の115」を「100分の130」に、「100分の55」を「100分の65」に改める。

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の55」を「100分の50」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の60」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和元年12月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て杉並区教育委員会が定める。

(提案理由)

学校教育職員の給与を改定する必要がある。

## 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の110</u>（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の130</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の95</u>（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の95</u>」とあるのは「<u>100分の45</u>」と、「<u>100分の115</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>

## 第2条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第32条 略</p>

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の102.5（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の122.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の60」とする。

4～7 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の110（第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の130）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の110」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の65」とする。

4～7 略

## 給与改定の概要

## 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項 目	改 正 内 容									
期 末 手 当 及 び 勤 勉 手 当	職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和元年度の支給月数)			第2条による改正 (令和2年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	1.15	0.95	2.10	1.15	0.95	2.10	1.15	<u>1.025</u>	<u>2.175</u>
	12月期	1.20	0.95	2.15	1.20	<u>1.10</u>	<u>2.30</u>	1.20	<u>1.025</u>	<u>2.225</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.60	1.90	4.50	2.60	<u>2.05</u>	<u>4.65</u>	2.60	2.05	4.65
	管理職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和元年度の支給月数)			第2条による改正 (令和2年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.95	1.15	2.10	0.95	1.15	2.10	0.95	<u>1.225</u>	<u>2.175</u>
	12月期	1.00	1.15	2.15	1.00	<u>1.30</u>	<u>2.30</u>	1.00	<u>1.225</u>	<u>2.225</u>
	3月期	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25	0.25	-	0.25
	合 計	2.20	2.30	4.50	2.20	<u>2.45</u>	<u>4.65</u>	2.20	2.45	4.65
	再任用職員の支給月数									
		現 行			第1条による改正 (令和元年度の支給月数)			第2条による改正 (令和2年度の支給月数)		
	区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0.65	0.45	1.10	0.65	0.45	1.10	0.65	<u>0.50</u>	<u>1.15</u>
	12月期	0.70	0.45	1.15	0.70	<u>0.55</u>	<u>1.25</u>	0.70	<u>0.50</u>	<u>1.20</u>
	3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10
合 計	1.45	0.90	2.35	1.45	<u>1.00</u>	<u>2.45</u>	1.45	1.00	2.45	
再任用管理職員の支給月数										
	現 行			第1条による改正 (令和元年度の支給月数)			第2条による改正 (令和2年度の支給月数)			
区 分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	
6月期	0.55	0.55	1.10	0.55	0.55	1.10	0.55	<u>0.60</u>	<u>1.15</u>	
12月期	0.60	0.55	1.15	0.60	<u>0.65</u>	<u>1.25</u>	0.60	<u>0.60</u>	<u>1.20</u>	
3月期	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	0.10	-	0.10	
合 計	1.25	1.10	2.35	1.25	<u>1.20</u>	<u>2.45</u>	1.25	1.20	2.45	
施行期日等	1 第1条による改正は公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年12月1日から適用する。 2 第2条による改正は、令和2年4月1日から施行する。									